

令和7年2月25日

ごみの開封調査がスタートします ～違反ごみの排出状況を確認するため市の職員がパトロール～

令和7年3月1日に施行される改正条例に基づき、3月3日（月）よりごみの開封調査が実質的にスタートします。

市職員がごみ集積所のパトロールを行い、黄色シールが貼られた違反ごみの排出状況を確認したうえで、特に悪質度高いごみには赤色の警告シールを貼付いたします。

記

- 1 日 時：令和7年3月3日（月） 午前10時から1時間程度 ※雨天決行
- 2 場 所：福島市パセオ通り周辺のごみ集積所
※取材の際は、午前10時に「福島市まちなか広場」へ集合願います。
※車でお越しの際は、各自で駐車場の確保をお願いします。
- 3 内 容：
・ごみ集積所を市職員がパトロールし、黄色シールが貼られた違反ごみを確認します。
・特に悪質度高いごみには、赤色の警告シールを貼付いたします。
- 4 注 意 点：撮影時には、ごみ排出者（事業者含む）が特定されないよう配慮願います。

【注意シール（黄色）】


English ver
中文版

No.

収集できないごみです

確認日 20 年 月 日 () : 頃

改善してください

☐ 収集日が違います
(正しくは ☐ 資源物 ☐ 燃やすごみ ☐ 埋めるごみ)

☐ 正しく分別されていません
(☐ 資源物 ☐ 燃やすごみ ☐ 埋めるごみ)が混ざっています

☐ 粗大ごみとして申し込んでください
(申込先:粗大ごみ専用ダイヤル TEL539-9653)

持ち帰って適切に処分してください

☐ 市で収集できないごみです

☐ 事業系ごみです

問い合わせ先 福島市役所ごみ減量推進課
TEL 525-3744

【警告シール（赤色）】

改善期限 Improvement Deadline 改善期

20 年 月 日

までに改善されない場合、

開封調査

を実施します。

If the garbage is not improved by the deadline ,
it will undergo opening and inspection.

如果垃圾在改善期内没有得到改善,我们将进行公开检查。

問合せ先 福島市役所ごみ減量推進課
TEL 024-525-3744

担当：ごみ減量推進課 ごみ減量推進係
課長 根本、係長 須田
電話 024-525-3744(直通)